宮津市DX推進計画 ~つなごうデジタル宮津~

令和4年12月

宮 津 市



目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1-1. 情報化をめぐる動向
- 1-2. 計画策定の目的、位置づけ
- 1-3. 計画の期間

第2章 DXの推進に関する基本方針

- 2-1. DX推進の基本方針
- 2-2. DX推進の施策体系

第3章 DXの推進に関する重点施策

- 3-1. DXを活用した市役所窓口サービス等の高度化・向上
- 3-2. DXを活用した新たな価値創造のための市役所内部業務の効率化・高度化
- 3-3. DXを活用した地域課題の解決・各政策の新たな展開

第4章 計画の推進

- 4-1. 推進体制の整備
- 4-2. デジタル人材の育成・外部デジタル人材の活用・確保
- 4-3. 計画の進捗管理

第1章 計画策定にあたって

1-1. 情報化をめぐる動向

- ○ICT (情報通信技術) が広く社会に浸透し、スマートフォンの普及、IOT の進展、ネットワークの高速化・大容量化等を背景に、画像や映像データ、位置情報などがリアルタイムで流通蓄積されインターネットを通じて送受信されるなど、市民生活、社会経済活動の基盤として不可欠なものとなっている。
- ○また、この技術の進展と普及を通じて、市民生活、社会経済活動そのものが Society5.0と呼ばれる社会に不可逆的な変化を遂げようとしている。
- ○さらに、新型コロナの影響によって、新しい生活様式や働き方など、市民生活、社会 経済活動の変化を加速している。
- ○国、地方の行政においては、平成14年のデジタル行政推進法をはじめ諸法令・計画 が準備整備され、公共サービスや業務管理部門において、デジタル化等の取組が拡大・ 進化されている。
 - ・H14: デジタル行政推進法
 - ・H28:官民データ活用推進法
 - R1:デジタル手続法
 - ・R2: デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針、デジタル・ガバメント実行計画、自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画
 - ・R3 : デジタル社会形成基本法
- ○デジタル・トランスフォーメーションとは、「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる 面でより良い方向に変化させること*」であり、行政のデジタル化を市民利便性の向 上、市民サービスの向上につなげていくことが極めて重要である。

*2004年スウェーデン・ウメオ大学 エリック・ストルターマン教授による定義

<参考>3つのデジタル化…令和3年版情報通信白書による定義

デジタイゼーション: Digitization

会社内の特定の工程における効率化のためにデジタルツールを導入すること

デジタライゼーション: Digitalization

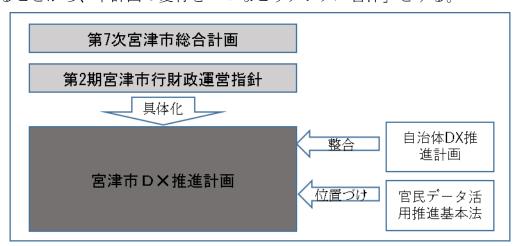
自社内だけでなく外部環境やビジネス戦略も含めたプロセス全体をデジタル化する こと

デジタル・トランスフォーメーション:Digital Transformation

デジタル技術の活用による新たな商品・サービスの提供、新たなビジネスモデルの 開発を通じて、社会制度や組織文化なども変革していくような取組みのこと

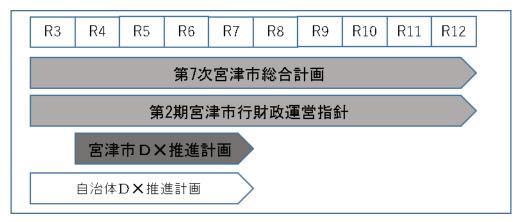
1-2. 計画策定の目的、位置づけ

- ○本計画は、本市のまちづくりにおける各施策や行政運営を、DXを活用する中で推進・ 深化し、あるいは行政改革を進めようとするもので、本市のまちづくりの基本である 第7次宮津市総合計画及び第2期宮津市行財政運営指針の下位計画として位置付け るもの。
- ○また、総務省の「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画」等をはじめ とする国府の I C T戦略と整合を図るとともに、官民データ活用推進基本法に基づく 市町村計画としても位置付けるもの。
- ○デジタル・トランスフォーメーションは、「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」であり、その途上において様々なコミュニケーションを深化させるものであること、本市まちづくり指針である第7次宮津市総合計画における「共に創る みんなが活躍する 豊かなまち "みやづ"」を推進するものであることから、本計画の愛称を「つなごうデジタル宮津」とする。



1-3. 計画の期間

○本計画の期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間とする。ただし、社会環境 やICT技術の急激な変化があった場合は必要に応じた見直しを行うものとする。



第2章 DXの推進に関する基本方針

2-1. D X 推進の基本方針

ICT技術が広く社会基盤として定着し、市民生活、社会経済活動が大きな変化を迎えようとしている中、デジタルを活用して直接的、間接的に市民サービスを向上するとともに、各政策をより利便性と市民満足度の高い施策展開につなげる。

2-2. DX推進の施策体系

(1) DXを活用した市役所窓口サービス等の高度化・向上

デジタルファースト (個々の手続き・サービスが一貫してデジタルで完結する)、 ワンスオンリー (一度提出した情報は、二度提出することを不要とする)、コネクテッド・ワンストップ (複数の手続き・サービスをワンストップで実現する)とするデジタル手続法の理念を踏まえ、行かなくてもいい市役所、書かなくてもいい窓口を目指す。

(2) DXを活用した新たな価値創造のため市役所内部業務の効率化・高度化

ICT技術を用いて、BPR(業務改革)や庁内業務の効率化、高度化を行うことで、作業に要していた職員の人的資源を市民対応やサービス、施策立案などの業務に移行することで、行政活動の新たな価値創造を目指す。

(3)DXを活用した地域課題の解決・各政策の新たな展開

総合計画に掲げる各政策について、急激に進展するICT技術を活用し、より利便性と市民満足度の高い施策展開につなげる。

また、官民データ活用の観点から民間活動を支援するため、市保有データのオープン化を進めるとともに、市の施策検討にあたっても、よりEBPM(エビデンスに基づく政策立案)を徹底するよう、市保有・蓄積データの積極的な分析活用を図る。

第3章 DXの推進に関する重点施策

3-1. DXを活用した市役所窓口サービス等の高度化・向上

(1) 行かなくてもいい市役所、行政手続きのオンライン化拡大

- ○市民利用の多い各種申請書等の手続きについて、7割を目標にオンライン手続き 化を順次進めるとともに、これら申請書類等について、様式の見直しや記載例の 作成、また必要とする添付書類精査等、オンライン申請しやすい工夫や改善を講 じる。
 - ・マイナポータル処理:保育施設等利用申込、要介護認定申請、転出届ほか
 - ・Eメールその他のシステム処理: 就学援助申請、住民健診申込、図書館リクエスト申請ほか
- ○より申請手続きの利便向上を図るため、印鑑証明等についてコンビニ交付制度を 導入する。
- ○電子マネーによる公金収入について対象を拡大する。

(2) 書かない窓口、手続きのワンストップ化

- ○各種申請等手続きが重なる転入転出時における手続き利便性の向上を図るため、 「引っ越しワンストップ」を導入する。
- ○そのほかに手続きについて、一連的処理が望ましいものを優先的に、さらなるワンストップ化や自動転記等記載支援システム導入の検討を進める。
- ○書かない窓口、手続きのワンストップ化を加速するため、市民のオンライン申請をサポートする「オンラインサポートカウンター」の導入を検討する。あわせて 各市民窓口のあり方の見直しを行う。

(3) オンライン申請に必要なマイナンバーカードの普及促進

- ○市民取得率100%を目指し、休日や夜間の臨時窓口開設、福祉・教育プラザや地域、地元企業内での出張申請受付、郵便局等と連携したPR活動、健康保険証、運転免許証機能追加など時機に合わせた普及活動を積極的に展開する。
- ○マイナンバーカード所持によりメリットとなる活用施策や国の普及促進の取組 みと連動する市独自普及促進策について検討を進める。

3-2. DXを活用した新たな価値創造のための市役所内部業務の効率化・高度化

(1) 自治体情報システムの標準化

○地方自治体共通の住民関係 20 業務について、効率化及び省コスト化を図るため、 令和 6 年度運用を目指し、国の標準化システムに移行する。

【標準化移行するシステム等】

住民記録、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、介護保険、就学、障害者福祉、選挙人名簿管理、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、生活保護、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども子育て、戸籍、戸籍付票、印鑑登録

(2) AI/RPAの導入拡大

○データ入力や会議録作成など定型的業務や単純事務作業について、省力化及び迅速性・正確性向上のため、AI技術、RPA技術の導入を進める。

【AI導入】

紙帳票等のデジタルデータ化、会議録作成、電話応答、チャットボット等

【RPA導入】

保険・介護サービス等給付事務、振り込みデータ作成事務、補助金対象者審査事 務等

(3) 内部事務システムの効率化、運用改善

- ○施策立案等において、よりEBPMを徹底するよう、保有・蓄積データの積極的な分析活用を行う。
- ○グループウェアシステムの更なる活用や運用改善により、庁内コミュニケーションの円滑化・情報共有強化を図るとともに、ミーティング等の効率化を進める。 また、学校事務の共同化を進める。
- ○庁内文書処理について、意思決定に係るものについては電子決裁に、軽易な報告等に係るものはすべてワークフロー処理に変更する。あわせて文書保管のありようも含め、文書管理規程を改定する。
- ○財務に係る会計手続き及び支払い処理について、請求書等の押印廃止も含め手続きの簡素化・迅速化を図るとともに、電子決裁化を進め、財務規則を改定する。
- ○契約事務における電子入札の対象を拡大するとともに、電子契約の導入を検討する。
- ○職員に係る人事管理や公有財産の備品管理、また道路、水道管、消防水利などの 公共施設管理に係るすべての台帳等について、デジタルデータ化を進める。

(4) テレワーク・リモートワークの拡大

- ○現地現場対応や災害時の業務継続、あるいは多様な働き方を実現するとともに多様な人材確保に資するよう、公用タブレット、Wi-Fi等基盤を拡充するとともに、運用上の規定を整備するなどテレワーク・リモートワークを拡大・定着させる。
- ○浄水施設の遠隔監視化をはじめ、I C T 技術を活用した施設管理の合理化を進める。

(5) セキュリティ対策の徹底

○行政事務のデジタル化拡大の中、巧妙化高度化するサイバー攻撃や情報漏洩など のリスクに対応するため、物理的技術的対策、運用対策、人的対策の万全のセキ ュリティ対策を講じる。

【物理的技術的対策】

ネットワーク分離、セキュリティ対策機器の最新化など継続的なアップデート 【運用対策】

セキュリティポリシーをはじめ庁内運用ルールの継続的なアップデート 【人的対策】

セキュリティ研修、サイバー攻撃対応訓練など職員の対応力を継続強化

3-3. DXを活用した地域課題の解決・各政策の新たな展開

(1) スマート防災

- ○防災情報配信の重層化、強靭化を図るため、気象情報、被害予測のリアルタイム 情報と防災マップや防災計画などの基礎情報、また避難指示などの発令を総合的 にプッシュ型でスマートフォンに配信できる「防災ポータルサイト」を導入する。
- ○被災把握及び災害対策の迅速化を図るため、ドローンの活用のほか、市民からの 情報を受ける道路通報システム等の導入検討を進める。
- ○災害時要配慮者の個別避難計画等作成の迅速化を図るため、介護保険システム、 障害者福祉システムの連動した災害時要配慮者個別避難計画システムの導入検 討を進める。

(2) スマートモビリティ

○誰もが移動しやすい地域づくりにつなげるため、MaaSや自動運転、グリーンスローモビリティなどの新たなモビリティサービスの導入検討を進める。

(3) スマート福祉、保健、医療

- ○医療アクセスの条件不利地域であっても、充実した医療を提供できる体制を確保するため、医療MaaSなどオンライン診療の普及を進める。
- ○高齢化が急速に進展する中にあって、包括的かつ効率的に医療介護サービスを提供するため、京あんしんネットを通じた医療介護連携を推進する。
- ○妊娠から出産・子育てまでのライフステージに合わせ、効果的に情報発信するため、母子健康手帳をデジタル化するとともに、予防接種や健診案内、子育て支援情報をプッシュ型配信に切り替える。
- ○介護人材をはじめ介護リソース不足に備えるため、保健指導のオンライン化、介護訪問調査、ケアマネ記録のデジタル化、介護ロボット等の普及導入を進める。
- ○不登校、いじめ相談など教育支援機能の強化を図るため、オンライン相談を導入 する。

(4) スマート農林水産業

- ○第一次産業従事者の減少の中にあって、生産力を維持向上するため、リモコン草 刈機やアシストスーツなどICT・AI農業機器や、スマートブイ、水中ドロー ンなどICT・AI漁業機器の導入を促進する。
- ○農産物、海産物等の品質向上のため、気象データや生産、漁獲データを活用した A I 分析による営農指導システム等の導入を促進する。

- ○農産物等の円滑な流通の促進に向け、観光事業者等が保有する地域全体のビッグ データを活用するとともに、各事業者からの需要情報を得るため、ICT技術を 用いたシステム等の導入を促進する。
- ○有害鳥獣対策の作業効率向上のため、遠隔操作檻、追い込みドローンなど I C T・A I 機器の導入を促進する。

(5) スマート観光

- ○地域産業全体の収益を最大化し、持続可能な観光地を実現していくため、観光地と地域の個別事業者が連携して地域全体でビッグデータを収集・活用できる体制を構築する。
- ○国内外の観光客に対して観光地としての魅力を発信し、顧客満足度を向上させる ため、ICT技術を活用し、多言語対応も含めた、より利便性の高い観光情報が 提供できるシステムを導入する。

(6) スマート社会を支える人材の育成

- ○Society5.0 社会を形成する人材づくりに向け、義務教育においてプログラミング教育をはじめとする I C T 教育を進めるとともに、リカレント教育において大学等と連携したオンライン講座等を開催する。
- ○市内の企業・産業におけるDXに必要なデジタル人材を育成・確保するため、実践的な学びの場の提供等の環境を整備する。
- ○デジタルデバイド対策として、デジタル推進員との連携を図るとともに公民館、 すこやか大学等におけるスマホ教室等を開催する。

(7) オープンデータの推進

○市民の各種活動や地域経済の活性化を図るため、市が保有・蓄積している各種データを活用しやすい形で公開するオープンデータ化を推進する。

第4章 計画の推進

4-1. 推進体制の整備

- ○本計画を全庁挙げて推進するため、副市長を本部長に部長級職員で構成する宮津市D X推進本部を置く。本部の下部組織として、課長級職員を幹事として具体に執行する とともに、係長級職員で構成するDXワーキングチームを編成し、業務改善や施策提 案等を行う。
- ○個別の施策に応じて、京都府北部連携都市圏をはじめとする他自治体との連携、教育機関や民間企業との多様な連携を行う。

4-2. デジタル人材の育成・外部デジタル人材の活用・確保

- ○本計画の推進にあって、また、Society5.0 社会の行政運営を推進する上で、市役所職員のデジタルリテラシー向上が不可欠であることから、全職員を対象にデジタル人材育成に向けた研修を集中的に行う。
 - ・デジタルマインドセット
 - ・デジタル活用の具体的実務
 - ・セキュリティ研修(再掲)
- ○また、本市においては高度な知識、スキルを持つデジタル人材を職員育成することが 困難であるため、外部デジタル人材を活用・確保する。

4-3. 計画の進捗管理

○本計画の進捗管理は、宮津市DX推進本部において行う。